調達要求番号：6NBJ1AX0016

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物　品　番　号		仕　様　書　番　号	
道路運送車両法適用車両外注整備		ＧＷ－Ｄ９０１７０１Ｄ	
		防衛大臣承認	年　月　日
		作　成	平成１４年１２月　６日
		変　更	令和　８年　９月　２９日
		作成部隊等名	東北方面輸送隊

1　**総則**

1.1　**適用範囲**

この仕様書は，陸上自衛隊において使用する道路運送車両法適用車両（以下，“車両”という。）の外注整備について規定する。

1.2　**用語及び定義**

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２による。

1.2.1

修理書等

当該車両に適用する仕様書，製造者が車両の整備を目的として作成した取扱説明書等，修理書，整備手帳，部品表及び“道路運送車両の保安基準”において，整備作業の基準となるものをいう。

1.2.2

標準・標準外作業方式

この仕様書で規定する“自動車点検基準”等に基づき行う作業及び調達要領指定書に指定した作業を標準（確定）作業として実施し，これ以外の作業を標準外（追加）作業として実施することをいう。

1.2.3

定期点検整備

“自動車点検基準”の自動車定期点検基準に基づき車両を点検・検査し，点検の結果必要な整備を行うことをいう。

1.2.4

継続検査整備

“自動車点検基準”の自動車定期点検基準に基づく点検及び“道路運送車両法施行規則”による検査を行うとともに，点検・検査し，点検の結果必要な整備を行うことをいう。

1.3　**引用文書**

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b)　**法令等**

道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）
道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）

自動車点検基準(昭和２６年運輸省令第７０号)
道路運送車両法施行規則（昭和２６年運輸省令第７４号)

2　契約の相手方の条件

契約の相手方の条件は，次のいずれかによる。

a)　指定自動車整備事業の指定を受けた業者

b)　自動車分解整備事業の認証又は認定を受けた業者

c)　自動車特定整備事業の認証を受けた業者

3　整備に関する要求

3.1　一般的要求事項

一般的要求事項は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の2.1による。

3.2　整備作業の種類

整備作業の種類は，継続検査とする。

3.3　整備の作業方式

整備の作業方式は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の2.3c)に示す“標準・標準外作業方式”とし，標準作業は，調達要領指定書によって指定するほか，**表**1による。

3.4　整備対象品

整備対象品は，下記のとおりとする。

登　録　番　号	型　　式	車体番号	単位	数量
仙台２００は３０３	２TG-MS06GP	９５３０５	ST	1

3.5　使用部品・材料

使用部品及び材料は，次による。

a)　整備作業に必要な部品及び材料（以下，“部品等”という。）は，官給を調達要領指定書によって指定されたものを除き，契約の相手方で準備する。

b)　部品等の規格及び活用

1)　部品等の使用は，製造者の純正品及び日本産業規格適合品を標準とする。

2)　修理に際し修理不能品（組部品）が発生し，これの使用可能な部品等を他の組部品の修理に流用することが可能な場合は，契約担当官等（以下，“担当官”という。）の指示を受け，できるだけこれらの部品を活用する。

3.6　部品等の返納

交換した旧部品等は，返納書（官側様式）を作成の上，返納する。

3.7　要求性能

車両の修復後の性能は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，継続検査整備結果等によるものとし、１．３ｂに示した法令等を遵守できるものとする。

3.8　標準外作業の承認

標準外作業を実施する場合は，事前に担当官の承認を受ける。

3.9　品質管理

品質管理は，次による。

a)　点検・検査に使用する計測器及び検査用機器は，定期的に校正され，規定の性能が維持されていなければならない。

b)　社内点検記録は，確実に保管されていなければならない。

4　品質保証

監督及び検査は，担当官が定める監督・検査実施要領による。

5　その他の指示

5.1　官給品

官給品がある場合は，調達要領指定書による。

なお，官給に関する必要事項は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の**箇条**5による。

5.2　継続検査手続

継続検査に必要な手続等は，全て契約の相手方の負担によって行う。ただし，納税証明書，自動車重量税（印紙）及び自動車損害賠償責任保険保証書は，担当官で準備する。

5.3　車両の授受の場所

車両の授受の場所は，契約の相手方の営業所等とする。なお，営業所は仙台市内とする。

5.4　提出書類

提出書類の種類，部数及び提出時期は，担当官の定めるところによる。

5.5　保証

保証は，次による。

a)　車両の引渡しから引取りまでの間の一切の保証責任は，契約の相手方の責任とする。

b)　整備完成車の引渡し後，整備の不備に基づく故障が生じた場合，契約の相手方は，再整備の責を負うこととする。ただし，その判定に当たっては，双方立会いの上，決定する。

5.6　技術資料

契約の相手方は，検査その他の必要な技術資料を，官側の要求により開示しなければならない。

5.7　仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.3による。

表1－標準作業表

工程		作業内容
1	受入点検	受入検査では，車両を受領書（官側様式）によって受領して当該車両の識別（自動車登録番号又は車両番号，車台番号，品名）数量等を確認し，目視による外観点検を行う。
2	洗浄及び清掃	洗車機器等によって，車両に付着している泥土などを除去する。
3	分解点検	分解点検では，要修理品を使用可能状態に復元するために必要な構成品の部品番号及び数量を確認したのち，次のa)～c)を基準として点検又は試験を行い，使用可能品，要交換品，要修理品及び欠陥品の別に分類するほか，要修理品については，要修理箇所及び修理方法を確認する。また，分解した部品等は，要交換品（洗浄不要）を除き，新品と同等の清浄度を保持するために必要な洗浄を行う。 a) 使用可能品　使用可能品とは，点検又は試験の結果不具合がなく再使用可能なもの b) 要交換品　要交換品とは，調達要領指定書で交換を指定したもの及び点検又は試験の結果使用不能のもの c) 要修理品　要修理品とは，調達要領指定書で修理を指定したもの及び点検又は試験の結果修理によって再使用することが適当であるもの
4	修理	本来の機能を発揮できない車両の部位，部品等を交換，加工，組立て，調整等の整備作業を実施して，本来の機能に修復する。
5	交換	部品の取替えを行い，取替え後の組立調整を実施して，本来の機能に修復する。
6	組立調整	分解，修理，交換等により規定の機能が発揮できる良好な部品等を総体的に組み付け，スキャンツール等で機能調整したのち，最良の性能が得られるよう各部を調整する。
7	塗装	車両の塗装は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，極力部分塗装を実施する。